



会社における フォレンジックと 従業員プライバシー の関係

～プライバシー・パラドックス～

日本ヒューレット・パッカード株式会社
個人情報保護対策室 室長
佐藤 慶浩

© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.
本書に含まれる情報は、予告なく変更されることがあります。



プライバシー・パラドックス



会社における情報管理対策の一環として、従業員の行動に関して、フォレンジックが検討されることがある。

しかし、フォレンジックは従業員のプライバシーを侵害する可能性があるという側面を持つ。

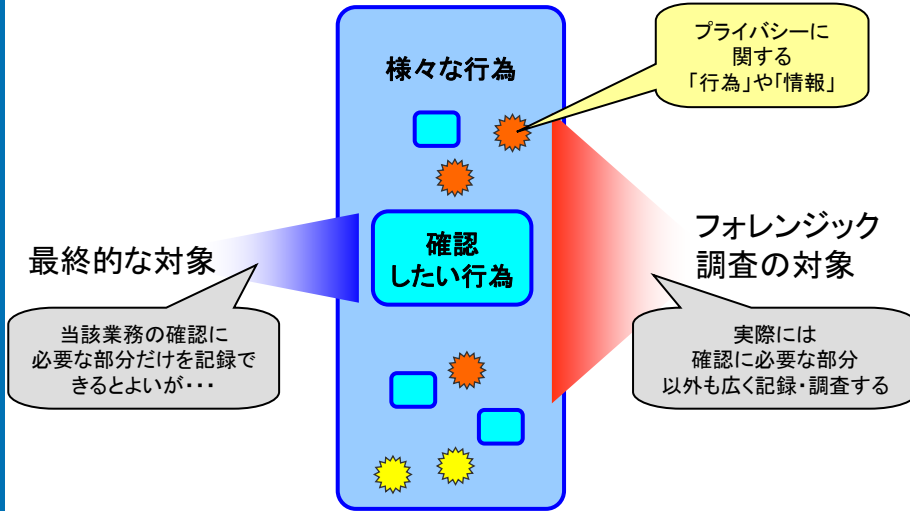
つまり、
なんらかのプライバシーを保護しようとする対策の一部が、
従業員のプライバシーを侵害してしまうかもしれない。

**プライバシー保護(個人情報保護対策)の一部が
プライバシー侵害を招くことになるのか？**

© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 2

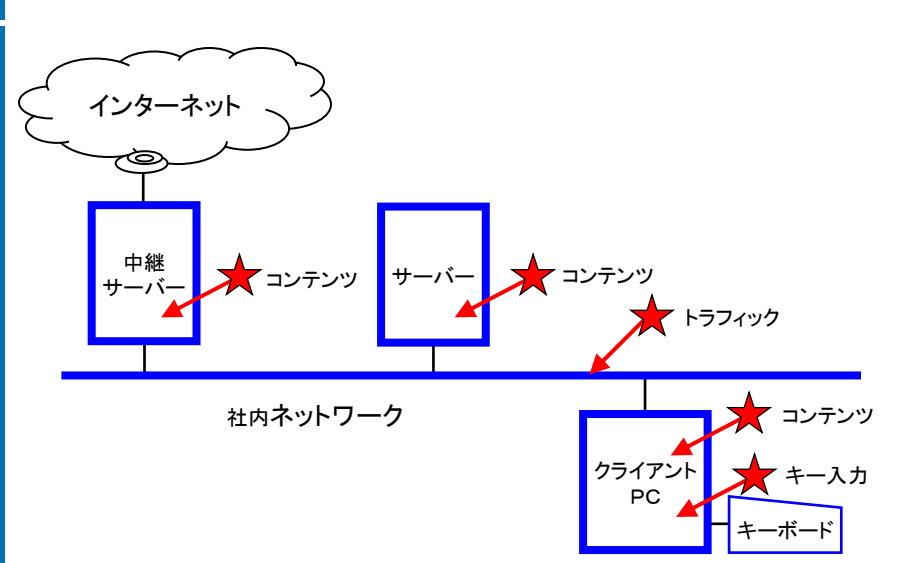
フォレンジック調査の対象(記録や監視)とプライバシーに関する「行為」や「情報」



© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 3

記録や監視の箇所



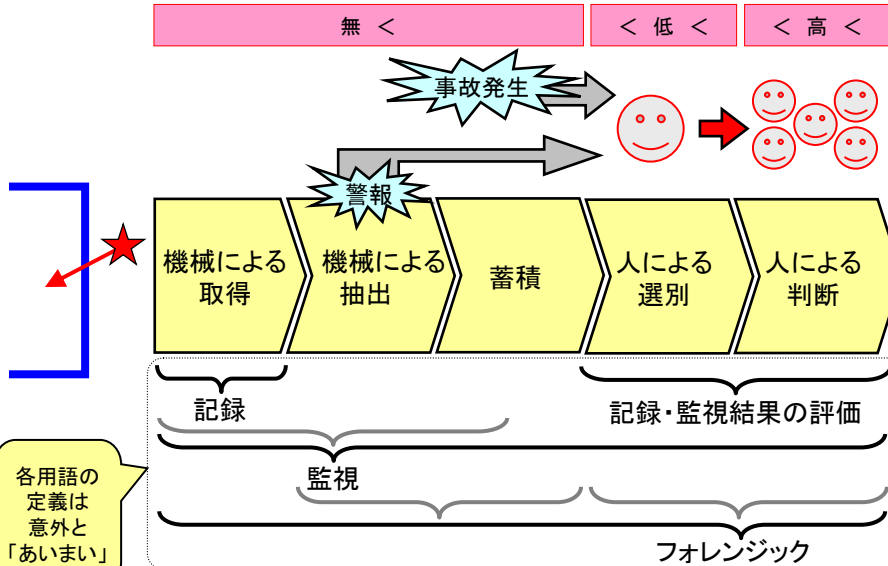
© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 4

プライバシー侵害の可能性



調査対象者に関するプライバシー侵害の可能性



© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 5

不正アクセスの類型



アクセス権限のない者による不正アクセス(通称:外部犯)

- ・ 無権限アクセス 悪意あり
 - 技術面: アクセス制御による防御・多重の防御

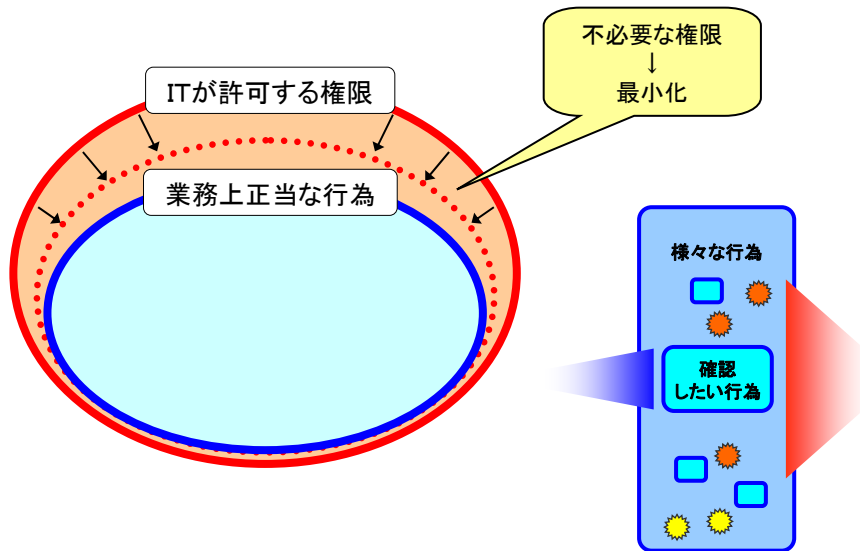
アクセス権限者による不正アクセス(通称:内部犯)

- ・ 誤操作・過失 悪意なし
 - 誤操作を軽減する設計
 - 啓発、教育、訓練
- ・ 権限の悪用 悪意なし 悪意あり
 - 運用面: 許可する権限の最少化
 - 技術面: 監視による抑止効果
 - 技術面: アノマリ・アクセス検出

© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 6

アクセス権限の最小化



© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 7

従業員の行動に関する フォレンジックについて



従業員の行動に関するフォレンジックは、
従業員と会社との信頼関係なくしては、
プライバシー侵害以外の何ものでもない。

●従業員が会社を信頼するには？

会社はフォレンジックするに際して、**最大限の誠意**を示さなければならない。

●最大限の誠意とは？

会社はフォレンジック以外の手段ででき得る限りの対策を実施し、
フォレンジックについては、それ以外の手段ではできない場合に
限定して実施しなければならない。

フォレンジックの利用目的の達成には、**プライバシーの尊重**がな
されなければならない。

ウソつきは
信頼されない

© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 8

従業員の行動に関する フォレンジックについて



●フォレンジックの大義名分

フォレンジックは従業員の**潔白を証明**するために実施する
→フォレンジックで無実ならば、無実としなければならない
なぜなら、フォレンジックは最後の手段でなければならないから
そうできないのであれば、フォレンジックすべきではない
悪意のない**過失の原因究明**に役立ててもよい
悪意の抑止に役立ててもよい

●掲げてはならないこと:

- 犯人を見つけるための材料を得るためにすべきではない
- 犯人を問い詰める証拠を得るためにすべきではない

フォレンジックは、最終選択肢であって、
安易に用いるべきではない

© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 9

フォレンジックのための分析と プライバシー侵害の可能性

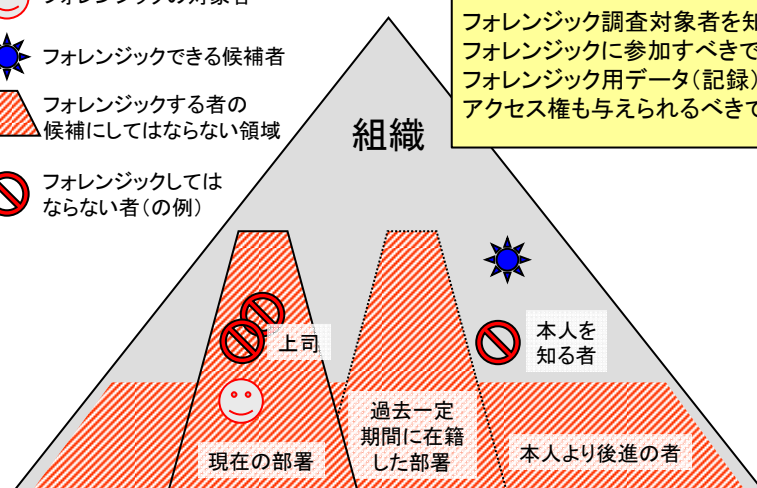


フォレンジックの対象者

フォレンジックできる候補者

フォレンジックする者の
候補にしてはならない領域

フォレンジックしては
ならない者(の例)



フォレンジック調査対象者を知る者は、
フォレンジックに参加すべきではないし、
フォレンジック用データ(記録)への
アクセス権も与えられるべきではない。

© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 10

記録・監視結果の分析と プライバシー侵害の可能性



●大規模な会社

プライバシーを侵害しないで分析するための社内体制を構築することは可能。

しかし、分析作業場所を社内に限定し、作業者を社外に依頼する資金もあるはず。

社外に依頼しない理由について熟慮する必要がある。

→身内の恥を外にだしたくないから？

→費用が安いから・・・が論外であるのは明白。

→では、なぜ？

●小規模な会社

プライバシーを侵害しないで分析するための社内体制を構築することは、大規模な会社に比べれば困難。

→社外に依頼するなどして、配慮することは可能。

© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 11

最終選択肢としての「フォレンジック」 不正アクセスの類型



アクセス権限のない者による不正アクセス(通称:外部犯)

・無権限アクセス

- 技術面:アクセス制御による防御・多重の防御

アクセス権限者による不正アクセス(通称:内部犯)

・誤操作・過失

- 誤操作を軽減する設計

- 啓発、教育、訓練

・権限の悪用

- 運用面:許可する権限の最少化

- 技術面:監視による抑止効果

- 技術面:アノマリ・アクセス検出

最終選択肢にどれだけの
経営資源を配分するかを
十分検討する必要がある。
どう役立てるかについて考えずに
導入しても使い道がなくなる場合あり

最終選択肢

© 2004-2005,2007 Hewlett-Packard Development Company, L.P.

Slide 12

プライバシー・パラドックス



プライバシー保護(=個人情報保護対策)の一部が
プライバシー侵害を招くことになるのか？

答:

安易にモニタリングやフォレンジックをすれば、招くことになりやすい。

運用方法や結果の役立て方について十分検討すれば、プライバシー侵害と受け取られないようにモニタリングやフォレンジックをすることができる場合がある。